

## 日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業の認知、関心喚起や機運の醸成を図ることが認められる事業に対して、後援を行う場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において「後援」とは、事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について、後援名義等の使用を承認することにより協力することをいう。

(後援の名義等)

**第 3 条** 実行委員会が事業の後援を行う場合の名義は、「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業実行委員会」とする。

- 2 後援を行う事業の名称には、「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年」又は「日本磁器誕生・有田焼創業 400 年事業」を冠として付することができる。
- 3 名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了日までとする。

(承認の基準)

**第 4 条** 実行委員会が後援の承認を行う基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものであること。
  - イ 公益法人又はこれに準ずる団体であること。
  - ウ 新聞社、放送局等の報道機関で、公共的性格を有するものであること。
  - エ 事業内容が実行委員会の目的・趣旨に合致する事業を行うと認められる民間団体等であること。
- (2) 事業の内容が次のいずれにも該当するものであること。
  - ア その目的が、実行委員会の目的・趣旨に合致し、公益性のあるものであること。
  - イ 特定の思想、政治又は宗教的な内容でないこと。
  - ウ 特定の者を対象とせず、広く一般に公開されるものであること。
  - エ 公序良俗に反しないものであること。
- (3) その他、次の要件を満たすものであること。
  - ア 主催者が事業を遂行する能力を十分有すると判断されるものであること。
  - イ 開催等の場所が安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられ、かつ、その事業を行うについて不適切でないこと。
  - ウ 入場料、参加料等が徴収される場合は、その目的及び金額が適正であること。

(申請手続き)

**第 5 条** 後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ後援承認

申請書（様式第1号）に關係書類を添えて、実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

（承認の決定等）

**第6条** 委員長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認を決定した場合には、後援承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、承認しない場合にあつても後援不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 委員長は、前項の規定による後援の承認決定に当たり必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

**第7条** 前条の規定により後援の承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容等を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって委員長に届け出なければならない。ただし、委員長が軽微な変更であると認め、変更の届け出を要しないと判断した場合はこの限りではない。

（是正の措置等）

**第8条** 委員長は、承認を受けた者が第4条の承認の基準を欠くに至ったとき、第6条第2項により付した条件に違反したと認められるとき、又は不正の行為により承認を受けたことが判明したときは、速やかに是正の措置を求め、又は承認決定を取り消すことができる。

（事業完了の報告）

**第9条** 第6条の規定により後援の承認を受けた者は、後援に係る事業が完了したときは、速やかに後援事業完了報告書（様式第4号）を委員長に提出しなければならない。

（補則）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。